

令和5年度

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

(病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究) 中間報告会

病気療養児中等の児童生徒に対する 遠隔教育について

令和6年3月8日

内 容

- 1 オンデマンド型の授業配信に関する制度改正
- 2 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業について
- 3 令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果について
- 4 「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」を踏まえた制度改正について

1

**オンデマンド型の授業配信に関する
制度改正**

病気療養中等の児童生徒に対する オンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正について

改正の背景等

小・中学校段階

平成30年9月より、同時双方向型授業配信をした場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能

高等学校段階

- ・平成27年4月に同時双方向型の授業を制度化
- ・文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能(特例制度)。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方向型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする必要がある。**

小・中学校段階における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）



平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上の出欠のことを参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

病気療養中等の児童生徒に対する オンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正について

改正の背景等

小・中学校段階

平成30年9月より、同時双方向型授業配信をした場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能

高等学校段階

- ・平成27年4月に同時双方向型の授業を制度化
- ・文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能(特例制度)。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方向型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする必要がある。**

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

平成27年4月、学校教育法施行規則の一部改正等により高等学校等・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化

- ①・② <平成27年4月24日付け 27文科初第289号通知>
- ③ <平成27年4月24日付け 27文科初第195号通知>

①メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化

多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして学校教育法施行規則に位置づけ

全ての高等学校等・特別支援学校高等部

②オンデマンド型教育の特例の創設

文部科学大臣の指定を受けた高等学校等において、療養中等のために相当の期間欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型の授業も実施できる特例制度を創設

文部科学大臣の指定を受けた高等学校等のみ

③療養中及び訪問教育における遠隔教育の導入

療養中及び訪問教育の対象である生徒に対する「通信により行う教育」として、メディアを利用して行う授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

特別支援学校高等部のみ

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する 遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ) (令和元年6月)

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件(受信側の教員の配置要件や単位修得数等の上限)を緩和。

遠隔教育(メディアを利用して行う授業※)の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

(27年告示第92号)

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

(学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項)

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置(当該教科の免許保有者以外でも可)

(27年施行通知)

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

(27年施行通知)

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

◆当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**

◆**配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型(学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式)の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

病気療養中等の児童生徒に対する オンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正について

改正内容

小・中学校段階（令和5年3月30日通知）

通知を改正し、**オンデマンド型の授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした**

高等学校段階（令和5年4月1日施行）

学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、**病気療養中等の生徒については、オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした**

オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- **同時双方向を原則としつつ**、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- 当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。
- (小・中学校段階のみ) 当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型の授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。

2

**病気療養中等の児童生徒に対する
オンデマンド型の授業に係る
調査研究事業について**

令和5年度 病気療養中等の児童生徒に対する オンデマンド型の授業に係る調査研究事業

目的

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で行われている遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）の実態を把握するとともに、実施方法や課題を整理し、病気療養児に対するオンデマンド型の授業の効果的な活用方法等について調査研究を行う。

実施内容

受託自治体による調査研究

- 令和5年度受託自治体 北海道・宮城県・岐阜県・京都市
- 内容
 - ・支援体制の整備
 - ・オンデマンド型の授業の実施
 - ・教職員に対する理解啓発、研修
 - ・医療機関との連携等
 - ・研究成果のとりまとめ

3

令和4年度 病気療養児に関する 実態調査結果について

令和4年度 病気療養児に関する実態調査

令和5年2月 調査票配付／令和5年5月 集約

目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校等への転学及び教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資することを目的として実施した。

主な調査事項と調査時点

①病気療養児に関する調査（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

- 令和4年度に在籍した病気療養児数
- 主傷病名、療養場所、転学、転籍、進級等の状況
- 同時双方向型の授業配信の実施状況、同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況 等

②教育委員会における取組に関する調査（令和4年9月1日時点）

- 教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援 等

③病院内の学級に関する調査（令和4年9月1日時点）

- 病院内の学級数及び在籍児童生徒数

※上記のうち、下線の調査については、今回初めて実施。

調査対象

①②：全国の国公私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
小学校（19,336）、中学校（10,076）、義務教育学校（151）、高等学校（4,856）、
中等教育学校（56）、特別支援学校（1,160） 計 35,635 校

③：教育委員会

都道府県教育委員会（47）、市区町村教育委員会（1,741）

実態調査結果はこちら 



令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

令和4年度中に学校に在籍した病気療養児の数

○令和4年度中に学校に在籍した病気療養児の数 **9,165人** (平成30年度前回調査：7994人)

○病気療養のための転学について **転学なし 84%** 転学あり 16%

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

病院内の学級数及び在籍者数（令和4年9月1日時点）

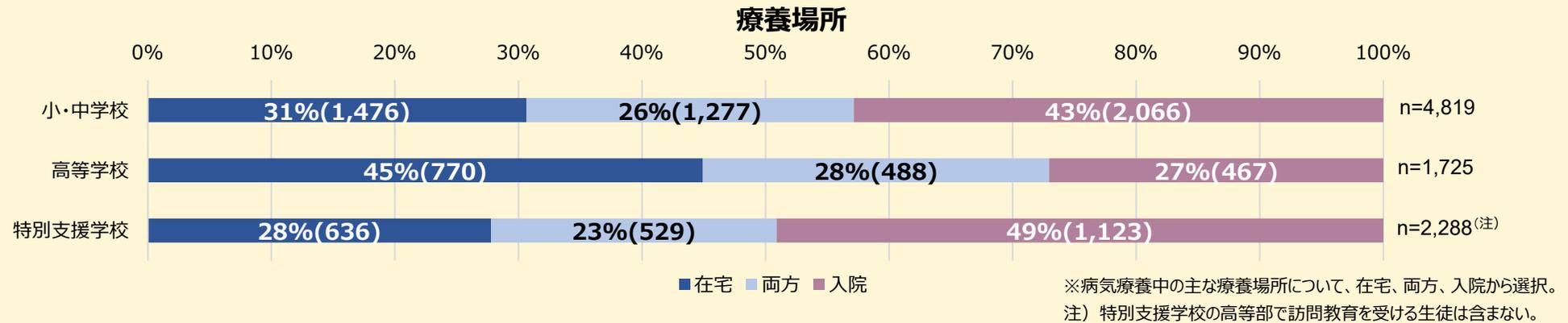
○病院内の学級を設置していた学校 **341校** 病院内の学級数 **960学級**

○病院内の学級に在籍していた児童生徒数 **1,509人**

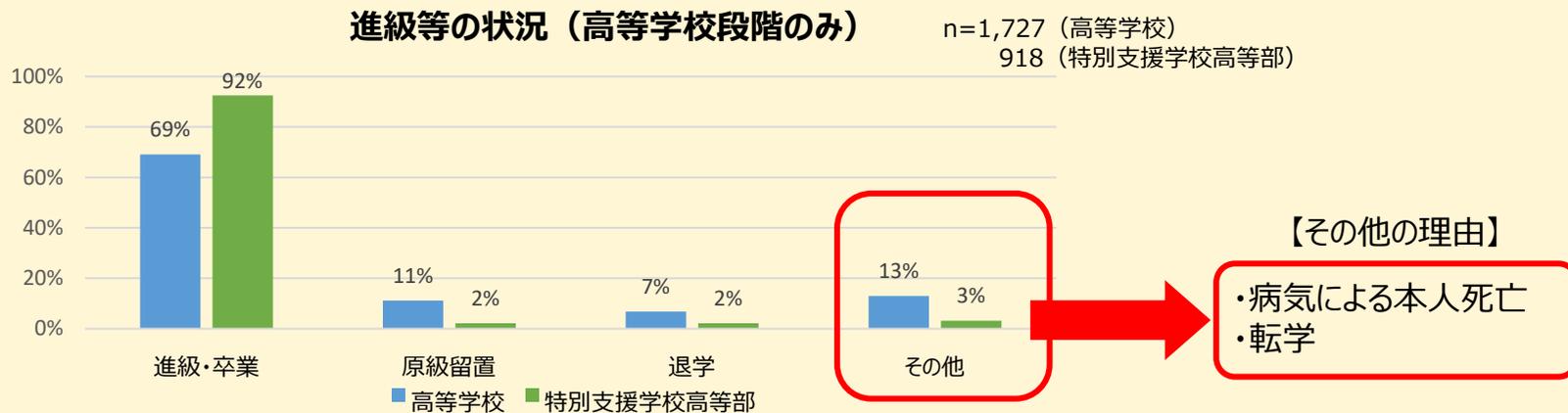
令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

○療養場所が「在宅」又は「病院と在宅両方」と回答した割合は、小・中学校57%、高等学校73%
病気療養児の過半数が、病院だけでなく、在宅療養の期間もあることが分かった



○高等学校段階の進級等の状況について、**高等学校において「進級・卒業」69%、「原級留置」11%、「退学」7%**



令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

同時双方向型の授業配信

- **同時双方向型の授業配信の実施率は24%** (前回調査: 1.9%) いずれの学校段階においても**実施率が大幅に上昇**

同時双方向型の授業配信の実施状況

n=9,165

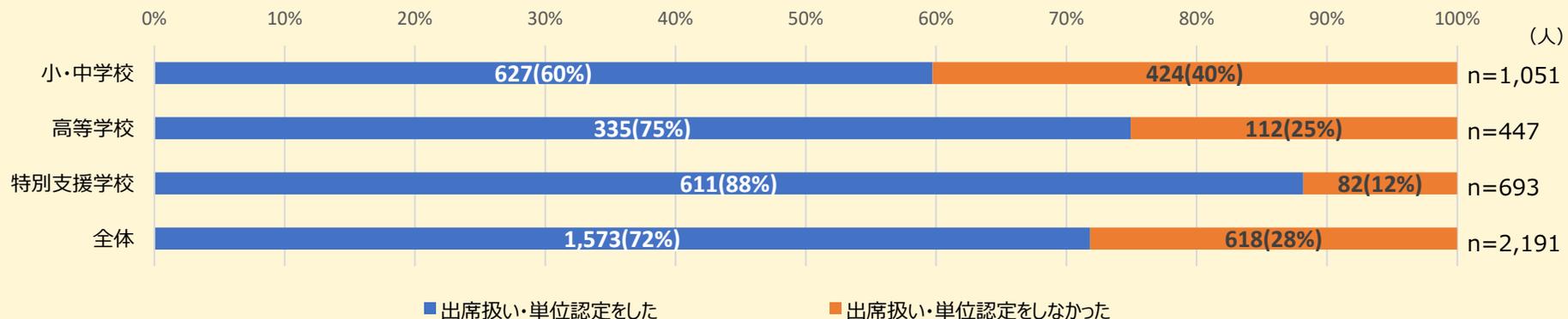
区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618(27%)	433(17%)	447(26%)	693(26%)	2,191(24%)

(参考) 平成30年度前回調査

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
1.3%	0.4%	2.4%	7.9%	1.9%

- 同時双方向型の授業配信を実施した場合、**小・中学校において「出席扱いとした」60%、高等学校では「単位認定をした」75%**

出席扱い及び単位認定



※同時双方向型の授業を実施した児童生徒について、出席扱い（義務教育段階）・単位認定（高等学校段階）を行ったか調査。

「病気療養児に関する実態調査」の結果について（事務連絡）

令和5年10月27日発出

事務連絡はこちら 



転学について

- 病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒の在籍校は、当該児童生徒の教育的ニーズの把握、医療関係者等と連携した**個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用**に努める
- ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、**教育の機会が確保されるよう適切に対応**
- 病院内の学級に一時転学している児童生徒に対しては、前籍校が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、**前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を実施**

進級等の状況について

- 高等学校における病気療養中等の生徒の進級等に関して、各学年の課程の修了の認定に当たっては次のような対応も視野に必要な配慮を実施（※高等学校学習指導要領解説総則編 第5章「単位の修得及び卒業の認定」参照）
 - ・特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で**学年の課程の修了の認定について弾力化を図る**
 - ・卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認める

同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面について

- 教育委員会や学校においては、**同時双方向型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等の整備について適切に対応**

4

**「高等学校教育の在り方ワーキング
グループ 中間まとめ」を踏まえた
制度改革について**

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

背景

病気療養中等の生徒に対する通信教育の実施

学校教育法施行規則第88条の4 関係

全日制・定時制課程において、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて**通信教育**を行うことができる



高等学校の通信制において提供される、添削指導、面接指導及び試験の方法による指導を指す（高等学校学習指導要領第1章第2款5も参照）

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

対面により行う授業の時間数

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合には、対面授業の時間数を年間1単位時間とすることも例外的に認められる

指導要録上の出欠や単位認定

学校教育法施行規則第88条の3に基づきメディアを利用して行う授業を病室等で受けた場合

- ☞ 校長は、指導要録上出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能
- ☞ 学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、履修した単位の修得を認定